

姫 路 市

男女共同参画プラン2022

—概要版—

姫路市

プラン策定の趣旨

本市では、男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、平成13年に「姫路市男女共同参画プラン」(以下「前プラン」という。)を策定し、計画の中間年にあたる平成19年に見直しを図るとともに平成24年度を目標年次とする「後期実施計画」を策定しました。

このたび、前プランの計画期間が平成24年度末で終了するため、これまでの取り組みの成果、市民の意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、「姫路市男女共同参画プラン2022」(以下「プラン」という。)を策定しています。

このプランでは、これからの社会を担う次世代のために、男性・子どもの男女共同参画、あらゆる暴力の根絶、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画、防災分野等における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進を特に重視しています。



プランの性格

このプランは、本市における男女共同参画社会の実現をめざし、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するもので、前プランの後継計画と位置づけられます。策定にあたっては、以下の事項に配慮しています。

- ▶ 「男女共同参画に関する市民・職員意識調査」の結果及び「姫路市男女共同参画プラン市民会議」の開催による市民の意識や意見を参考にしました。
- ▶ 「姫路市男女共同参画プラン推進懇話会」による「新たな姫路市男女共同参画プランの策定に向けて」の意見を踏まえています。
- ▶ 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」及び他の関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- ▶ 国の「第3次男女共同参画基本計画」及び兵庫県「新ひょうご男女共同参画プラン21」を考慮しています。

プランの体系

基本理念

男女の人権が尊重される社会

男女が対等に参画し、責任を担う社会

あらゆる状況・立場の人々に多様な選択が保障される社会

基本目標

I. 人権尊重をめざす市民意識の育成

1. 女性の人権・自己決定権の確立
2. 男女の自律・自立意識の促進
3. 「人権文化」の定着
4. あらゆる暴力の根絶

II. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

1. 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進
2. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
3. 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

III. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1. あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
2. 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画
3. 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進

IV. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

1. 労働の場における男女平等の徹底
2. 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
3. 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備

V. 生涯を通じた心身の健康づくり

1. 「性と人権」についての意識啓発
2. 女性の健康の保持・増進への支援
3. 生涯を通じた男女の健康支援

VI. 少子・高齢社会における福祉の充実

1. 人にやさしいまちづくりの推進
2. 介護の社会化のための環境整備
3. 総合的な子育て環境づくり
4. 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

推進体制の整備

1. 庁内推進体制の強化
2. 条例の制定
3. 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化
4. 市民・企業・団体等との連携

特に重要と考える視点

男性・子どもの男女共同参画

あらゆる暴力の根絶

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画

防災分野等における男女共同参画

ワーク・ライフ・バランスの推進

プランの期間

このプランの計画期間は、平成25年度から平成34年度の10年間とします。また、プランの計画的な推進を図るため、平成25年度から平成29年度までの5年間の前期実施計画を策定します。

重点的に推進すべき課題

▶ 男女の自律・自立意識の促進

多くの男性が固定的な性別役割分担意識にとらわれている実態を踏まえ、男性がより暮らしやすくなることへの理解を深めていきます。また、次世代を担う子どもたちが、生まれる前から男女共同参画の視点が配慮された環境のもと、その個性と能力を十分に発揮し、多様な選択ができる人生を歩むことができるよう家庭、学校、地域における施策を推進します。

▶ あらゆる暴力の根絶

依然として暴力被害が解消されていないことから、引き続き施策の充実のほか、対象者の拡大を図り、あらゆる暴力の根絶に取り組んでいきます。

▶ あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の登用を積極的に促進するとともに、地域や企業等への働きかけを行っていきます。

▶ 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画

身近な生活の場として、地域社会は市民生活の基盤となるものです。男女がともに防災、防犯、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、活力ある地域社会が形成されます。特定の性や年齢層で担われている分野に男女共同参画の視点を反映させ、いきいきとした地域社会づくりをめざします。

▶ 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことなどにより、仕事だけでなく家事、育児や介護、地域活動を行うことができる社会の実現に向けた施策を推進します。

施策の展開

基本目標Ⅰ

人権尊重をめざす市民意識の育成

性別による差別的取り扱いや暴力等の人権侵害行為を根絶し、男女ともに人権が擁護され尊重される社会をつくります。

基本課題

基本施策

重点	1. 女性の人権・自己決定権の確立	(1) 「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進 (2) 女性が「自らの権利」をよく知る（リーガル・リテラシー）ための取り組み
	2. 男女の自律・自立意識の促進	(1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進 (2) 女性の能力育成・開発（エンパワーメント）に向けた啓発の推進 (3) 固定的な性別役割分担意識の払拭
	3. 「人権文化」の定着	(1) 「人権文化」創造への参画促進 (2) 人権を尊重した表現の定着 (3) 男女共同参画に関する調査・研究 (4) 多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり
重点	4. あらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり (2) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進 (3) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進 (4) 児童虐待の防止と対策の強化 (5) 高齢者への虐待防止 (6) 障害者への虐待防止

指標	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
①「男女共同参画社会」の認知度	53.9% 市民意識調査（2011）	95%
②固定的性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方）	賛成＞反対（男性） 賛成＜反対（女性） 市民意識調査（2011）	賛成＜反対 （男女とも）
③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の周知度	74.2% 市民意識調査（2011）	90%

基本目標Ⅱ

男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、家庭、学校、地域等における男女共同参画を実現します。

基本課題

基本施策

重点	1. 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進	(1) 家庭における男女共同参画の推進 (2) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進
	2. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	(1) 人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実 (2) 教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進 (3) 子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進 (4) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
重点	3. 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実 (2) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備 (3) ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成 (4) 若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発

指標

現状値（平成23年度）

目標値（平成29年度）

①地域における学習機会の提供（出前講座等の年間回数）

9回

20回

②一時保育付き講座・講演会の開催数

47件

70件

基本目標Ⅲ

政策・方針決定過程への女性の参画促進

将来にわたって持続可能で活力ある姫路市を創造するため、あらゆる人々が性別にとらわれない生き方ができ、男性も女性も社会のさまざまな分野で対等に参画する環境をつくります。

基本課題

基本施策

重点	1. あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	(1) 企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発 (2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (3) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 (4) 審議会等における女性の積極的登用 (5) 行政機関への女性職員の登用促進
	2. 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画	(1) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進 (2) 防災・防犯活動における男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進 (4) 地域における女性団体の活性化支援と参画促進
	3. 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進	(1) 男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進

重点

重点

指標	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
①審議会等委員の女性比率	24.0%	35%
②女性委員が0の審議会の割合	13.1%	5%以下
③職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率	12.2%	17%



基本
目標Ⅳ

雇用等の分野における 男女の均等な機会と待遇の確保

男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備します。

基本課題

基本施策

1. 労働の場における男女平等の徹底

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発
- (3) 女性の活躍による経済社会の活性化

2. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
- (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- (3) 男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備
- (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

3. 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備

- (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着
- (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価
- (3) 女性の経営参画の推進

重点

指標

現状値（平成23年度）

目標値（平成29年度）

①「男女雇用機会均等法」の周知度

81.3%
市民意識調査（2011）

90%

②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度

46.2%
市民意識調査（2011）

70%

③農村女性の起業化への参加件数

14件

17件



基本
目標Ⅴ

生涯を通じた心身の健康づくり

妊娠・出産や年齢に関わらず、生涯を通じた健康を実現します。

基本課題

基本施策

1. 「性と人権」についての意識啓発

- (1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進
- (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立
- (3) さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供

2. 女性の健康の保持・増進への支援

- (1) 母子保健対策の充実
- (2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実

3. 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 相談機能の充実とネットワークづくり
- (2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実

指標

現状値（平成23年度）

目標値（平成29年度）

①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率

92%

95%

②乳がん・子宮がんの検診受診率

乳がん 13.8%
子宮がん 15.8%

乳がん 20%
子宮がん 20%

基本
目標Ⅵ

少子・高齢社会における福祉の充実

少子・高齢社会においてどのような状況にある人も安心して暮らしていくことができる社会を実現します。

基本課題

基本施策

1. 人にやさしいまちづくりの推進

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進

2. 介護の社会化のための環境整備

- (1) 地域ぐるみの介護支援
- (2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備
- (3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上

3. 総合的な子育て環境づくり

- (1) 地域ぐるみの子育て支援
- (2) 多様な保育サービスの提供
- (3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進

4. 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

指標

現状値（平成23年度）

目標値（平成29年度）

①認知症サポーターの養成者数

12,614人

17,000人
(平成26年度)

②一時保育・延長保育の実施園数

一時保育 32ヶ所
延長保育 65ヶ所

一時保育 37ヶ所
延長保育 70ヶ所
(平成26年度)

推進体制の整備

男女共同参画の施策を総合的、計画的に推進します。

基本課題

基本施策

1. 庁内推進体制の強化

- (1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実
- (2) 男女共同参画の視点からの評価システムの構築
- (3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり
- (4) 男女共同参画率先行計画の見直し

2. 条例の制定

- (1) 条例の制定
- (2) 条例についての広報活動

3. 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化

- (1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化
- (2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営
- (3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化

4. 市民・企業・団体等との連携

- (1) 市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への支援と連携の強化
- (2) 「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営
- (3) 国・県等との連携
- (4) 近隣市町等とのネットワークづくり

指標

現状値(平成23年度)

目標値(平成29年度)

①男性職員の育児休業取得率

0.9%

3%

②子どもの出生時等における男性職員の5日以上のお休みの取得率

16.2%

35%

③「男女共同参画推進センター“あいめっせ”」の認知度

17.9%

市民意識調査(2011)

60%

姫路市男女共同参画プラン2022 概要版

発行：平成25年3月

編集：姫路市 男女共同参画推進課

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

TEL：079-287-0803 / FAX：079-287-0805

URL：http://www.city.himeji.lg.jp/

E-mail：danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp

